

## 理科支援員等配置事業に関する Q & A

Q 1 いつまで事業は継続しますか

A 本事業の実施主体である独立行政法人科学技術振興機構（JST）においては、5年間（平成19年度～23年度）は実施する方向で考えております。

Q 2 観察・実験に必要な教材費は措置の対象となりますか

A 通常の授業で利用する観察・実験等に必要な教材費は、理科支援員の配置の有無に関わらず、各市町村で必要経費を確保し、各学校に配分するものであるため、本事業において措置しません。

Q 3 理科支援員は無報酬の活動でもいいですか

A 理科支援員は計画的に実施される授業の支援を行うものであることから、設定された勤務日には原則きちんと出勤し、教員の指示に従って活動することが必要です。  
このため、非常勤特別職として発令され、教育課程に基づいて勤務する支援員であることから報酬は支給します。

Q 4 理科支援員には交通費が支給されますか

A 交通機関、自動車等を利用する場合（通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）通勤手当相当額を支給します。（実施要領2の（5））

Q 5 1つの学校には1人の理科支援員の配置となりますか

Q 6 1つの学級には1人の理科支援員が担当となりますか

Q 7 1人の理科支援員に複数の学級、複数の学校を担当してもらうことは可能ですか

A 児童や教員とよい関係を築き充実した支援を行う観点からは、できる限り1人の理科支援員が1学級を担当することが望ましいと考えられます。

しかしながら理科支援員になる方の都合により、1年間にわたり勤務することが難しい場合もあると考えられますので、たとえば前期と後期でそれぞれ異なる理科支援員を配置することも考えられます。ただし、毎週違う人にならったり、誰が来るか直前までわからないというような配置の仕方は、授業が落ち着かないものとなり、児童や教員に余計な負担をかけることから不適切です。したがって、複数の理科支援員が交代で1学級の支援を行う場合には、計画的に一定期間配置することを前提に、児童、教員にもあらかじめ説明し、理解を得ておく等の配慮を行うことが大切です。

1人の理科支援員が複数の学級・学校を担当することや1学校の5、6年生全学級を担当することは、本人の了解が得られ、適切な勤務が可能であれば差し支えありません。

Q 8 理科支援員をなぜ市町村の非常勤職員として改めて発令する必要があるのでしょうか

A 理科支援員の服務監督は、理科支援員の実際の勤務場所となる学校の設置者である市町村が行うことが適切と考えられます。このため、市町村の非常勤職員としての発令も併せ行うことが必要です。

- Q 9 理科支援員が、授業日の前日に、準備のためにだけ勤務することは可能ですか
- A 授業の前日に準備のためにだけ勤務することは可能です。実働時間に応じて、報酬や交通費を支払うことになります。
- Q 10 理科支援員の1回の勤務時間は「3時間を基準とする。」とありますが、3時間を超える場合があってもよいでしょうか
- A 準備に1時間、授業の支援に1時間、片付けに1時間を想定しておりますが、年間の勤務予定時間（1学級当たり90時間）の範囲内であれば、準備に2時間かけても差し支えありません。
- Q 11 1日に2つの学級で同じ実験があり、共通の準備、後片付けが一度に済んでしまう場合、報酬はどのようになりますか  
また、休憩時間はどうなりますか。
- A 実働時間で支払うこととなります。たとえば、1時間目に準備、2～3時間目に2つの学級の授業を支援、4時間目に片付けを行う場合には、4時間分の報酬となります（休憩時間は含みません。）
- Q 12 へき地等では、理科支援員の確保が困難であるため、特別講師のみを希望してもよいですか
- A 特別講師のみでも差し支えありません。
- Q 13 理科支援員としてどのような人材を想定していますか
- A 理科教育に興味と熱意を持っていることが望ましいと考えており、具体的には教職課程履修（予定）の大学生、理系学部の大学生、退職教員等を想定しております。  
上記以外でも、小学校に非常勤で勤務している方、工業高校等を卒業された方、医療従事者（検査技師）等でも可能です。
- Q 14 「理科支援員配置申請書」に履歴書、身分証明書、身体検査書を添付することになっていますが、経費はどのような負担になりますか
- A 身分証明書、身体検査書に要する経費は自己負担となります。
- Q 15 理科支援員の報酬、特別講師の謝金は源泉徴収されますか。
- A 報酬、謝金は源泉徴収して支払われます。  
なお、理科支援員の通勤手当相当額は源泉徴収の対象となりません。